

# 資料編

## 苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の推進並びに高齢者保健福祉事業及び介護保険事業（以下「介護保険事業等」という。）の円滑かつ適切な実施にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるため、苫小牧市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画等の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画等の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 介護保険事業等における施策の実施及び推進に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護保険事業等に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービスを提供する事業者及び施設を代表する者

3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については連続して2期を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個

人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 苫小牧市介護保険事業等運営委員会委員名簿

(順不同・敬称略) 平成30年2月28日現在

役職	氏名	団体名等
委員長	吉 鶴 博 生	苫小牧市医師会
副委員長	牛 丸 智 恵	苫小牧歯科医師会
委員	荒 木 孝 幸	苫小牧市ボランティア連絡協議会
委員	伊 藤 康 博	苫小牧市社会福祉協議会
委員	及 川 治 晃	苫小牧ケアマネージャー連絡会
委員	太 田 由 子	北海道老人保健施設協議会
委員	尾 野 清 一	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
委員	佐々木 匠	公募委員
委員	下 田 和 美	北海道看護協会 苫小牧支部
委員	田 中 憲 一	公募委員
委員	土 田 弘 一	公募委員
委員	寺 口 元	北海道薬剤師会 苫小牧支部
委員	平 山 修	苫小牧市民生委員児童委員協議会
委員	本 間 啓 介	高齢者等の地域ケアを進める会
委員	山 川 静 子	苫小牧市老人クラブ連合会

## 苫小牧市介護保険事業等運営委員会開催経過

開催日		議事内容
第1回	平成27年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期介護保険事業計画の総括について</li> <li>第6期介護保険事業計画について</li> </ul>
第2回	平成28年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期介護保険事業計画の進捗状況等について</li> </ul>
第3回	平成28年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長、副委員長の選出</li> <li>委員会設置の意義について</li> <li>第6期介護保険事業計画の概要について</li> <li>平成27年度介護保険事業会計決算報告について</li> <li>福祉行政の取組について</li> </ul>
第4回	平成28年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス利用アンケート調査の実施について</li> </ul>
第5回	平成29年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス利用アンケート調査結果の報告について</li> <li>現計画（第6期計画）の総括について</li> <li>第7期計画素案について</li> <li>今後のスケジュールについて (パブリックコメントの実施等)</li> </ul>
第6回	平成30年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期介護保険事業計画について</li> <li>パブリックコメントの結果について</li> </ul>

## 苫小牧市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を図るため、苫小牧市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- ③ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
  - ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - ウ その他運営協議会が必要と認める書類
- ② 運営協議会は、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。
  - ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか
  - イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか
  - ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(3) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(4) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

(5) 地域密着型サービスに関すること

- ① 地域密着型サービスの指定又は取り消し
- ② 当市において、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市長に対して意見を述べること

- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる団体又は機関等の関係者とし、市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(地域包括支援アドバイザー)

第5条 運営協議会に、地域包括支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、介護保険制度及び北海道内の介護保険事業に精通する学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 アドバイザーは第2条各号に掲げる事項につき専門的な見地から指導・助言をするものとする。

(任期)

第6条 委員及びアドバイザー（以下「委員等」という。）の任期は2年とする。

2 委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員等の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会には、会長及び副会長各1名を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 運営協議会は必要に応じて、アドバイザーに意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 運営協議会の委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第10条 運営協議会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定をおこなったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(事務局)

第11条 運営協議会の事務局は、福祉部介護福祉課に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月16日より施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成21年3月18日改正)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日改正)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 用語集

## 《か行》

**介護医療院**

地域包括ケアシステムの5要素(医療、介護、生活支援、予防、住まい)のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設のこと。

**介護支援専門員(ケアマネジャー)**

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

**介護予防支援**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。

**介護予防住宅改修**

住所地(住民票に登録されている住所)の住宅に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に(うち1割又は2割が自己負担)費用を支給します。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防小規模多機能型居宅介護**

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられる。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)**

福祉施設に短期間入所して、宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練が受けられる。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)**

医療施設に短期間入所して、宿泊しながら、医療上のケアを含む介護を受けられる。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防通所リハビリテーション(デイケア)**

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防特定施設入居者生活介護**

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数(5人～9人)の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。



**介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス)**

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い機能訓練などが受けらる。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防福祉用具貸与**

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出す。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防訪問看護**

疾患等を抱えている方について、看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行う。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防訪問入浴介護**

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行う。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防訪問リハビリテーション**

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行う。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としたサービス。

**介護予防・日常生活支援総合事業**

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指したもの。

**介護療養型医療施設(療養型病床)**

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所し、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。

**介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

**介護老人保健施設(老人保健施設)**

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。

**居宅介護支援**

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。

**居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行う。

**健康寿命**

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

**《さ行》****住宅改修**

住所地(住民票に登録されている住所)の住宅に手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に(うち1割又は2割が自己負担)費用を支給する。

**生活支援コーディネーター**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人のこと。

**小規模多機能型居宅介護**

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられる。

《た行》

**短期入所生活介護(ショートステイ)**

福祉施設に短期間入所して、宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練が受けられる。

**短期入所療養介護(ショートステイ)**

医療施設に短期間入所して、宿泊しながら、医療上のケアを含む介護を受けられる。

**地域支援事業**

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

**地域ケア会議**

介護保険法において、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものと規定されている。

**地域包括ケアシステム**

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。

**地域包括支援センター**

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。

**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養ホーム)**

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

**地域密着型通所介護(小規模デイサービス)**

日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

**地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)**

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

**通所介護(デイサービス)**

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う。

**通所リハビリテーション(デイケア)**

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行う。

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。

**特定介護予防福祉用具販売**

申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に(うち1割又は2割は自己負担)支給する。要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象としている。

**特定施設入居者生活介護**

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

**特定福祉用具販売**

申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に(うち1割又は2割は自己負担)支給する。(指定を受けた事業所で購入した場合に限り支給される)

**とまこまい医療介護連携センター**

医療や介護が必要になっても人生の最期まで住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、医療や介護を必要とする方やそれを支える方々の連携やサポートを行う。平成29年4月開設。

《な行》

**日常生活圏域**

地域包括ケアシステムにおいて、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域のこと。

**認知症ケアパス**

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。

**認知症サポーター**

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと。

**認知症初期集中支援チーム**

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

**認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)**

厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して平成27年1月27日に公表したもの。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、7つの柱で施策を展開している。

**認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。少人数(5人～9人)の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

**認知症地域支援推進員**

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。

## 《は行》

**避難行動要支援者**

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

**福祉用具貸与**

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出す。

**ヘルスプロモーション**

1986年、WHOがカナダのオタワで開催した第1回ヘルスプロモーション会議の中で示された新しい考え方で、「自らの健康を決定づける要因を、自らよりよくコントロールできるようにしていくこと」と定義されている。

**訪問介護**

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行う。また、要介護1～5の方は、通院などを目的とした乗降介助も利用できる。

**訪問看護**

疾患等を抱えている方について、看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行う。

**訪問入浴介護**

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行う。

**訪問リハビリテーション**

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行う。

## 《ま行》

**見える化システム**

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのことで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。